

浜松医科大学

目 次

I	認証評価結果	2-(13)-3
II	基準ごとの評価	2-(13)-4
	基準1 大学の目的	2-(13)-4
	基準2 教育研究組織	2-(13)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(13)-9
	基準4 学生の受入	2-(13)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(13)-15
	基準6 学習成果	2-(13)-25
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(13)-28
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(13)-33
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(13)-36
	基準10 教育情報等の公表	2-(13)-41
<参 考>		2-(13)-43
	i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-45
	ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-46
	iii 自己評価書等	2-(13)-48

I 認証評価結果

浜松医科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実験実習機器センターでは、大型先端機器が重点的に設置され、特に大学院教育において、高度な技術を持つ教職員により充実した支援が行われている。
- 教員評価を教員の個人評価指針に基づき毎年度実施し、その評価結果を勤勉手当、特別昇給に反映させている。
- 海外の学術交流協定校、あるいはIFMSAの短期交換留学制度を利用して、毎年度20人前後の学生が海外での臨床実習や基礎医学実習を行っており、学術交流協定校及び教務委員会が適当と認めた大学、病院での臨床実習は単位化している。
- PBL-チュートリアル教育について、上級生による学生チューターを導入することにより、PBL参加学生が積極的にディスカッションを行う雰囲気を作る事ができるのみならず、チューターを務める学生の勉学にもつながっている。
- 課外活動について、施設整備、予算措置等の積極的な支援を行い、各種競技会で優秀な成果を上げている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 授業評価アンケートについて、学生に対するフィードバックが行われていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的及び使命は、学則に「医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。」と定められており、さらに、学科ごとに教育目的・教育目標を定めている。

医学部医学科では、「高度の知識・技術及び豊かな人間性を身につけた臨床医並びに医学研究者を養成し、医学・医療の発展と人類の健康増進並びに福祉に貢献することを目的としています。」と定めている。

医学部看護学科では、「看護の実践・研究・教育分野において国内外で活躍できる人材を育成することにより、看護学の発展と人類の健康増進並びに福祉に貢献することを目的としています。」と定めている。

また、これらを踏まえて、第2期中期目標期間における目標及び目標を達成するための計画が策定されている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的及び使命のほか、専攻ごとに教育目的・教育目標を定めている。

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、「国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医を養成することを目的としています。即ち、光先端医学を中心に幅広い専門分野の授業科目を履修することを基礎に、基礎研究者を目指す学生には高度の専門的知識と技術を身につけ、独創的な先端研究を遂行できる能力を養成します。また、臨床研究医を目指す学生には、臨床研究をさらに推進することができるような研究マインドを持ち、臨床の現場で広く求められる応用力を養成します。」と定めている。

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）では、「これまでに修得した専門的知識、技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般

に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医学部は、医学科と看護学科の2学科から構成されている。

このことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教務委員会が教養教育に関する教育課程改善と調整、科目編成、教育方法等を企画・立案し、教授会に諮って決定している。

医学部医学科、看護学科の教養教育は、医学科総合人間科学講座が組織として担当し、12人の教授、准教授（人文社会系3人、自然科学系6人、語学系2人（外国人教員1人）、情報科学系1人）、外国人教師1人、特任助教3人（外国人教員1人）、教務員4人、技術専門職員1人と非常勤職員3人を配置している。なお、同講座で充足できない教育科目については、非常勤講師が担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院医学系研究科は、医学専攻と看護学専攻の2専攻から構成されている。なお、医学専攻は博士課程のみ、看護学専攻は修士課程のみとなっている。

また、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に参加し、連携する大学と遠隔授業等による教育研究を行い、「子どものこころを扱う専門家」の養成を行っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

高度な判断力、科学的根拠に基づいた質の高い助産技術と実践能力を身に付けるために、1年課程の助産学専攻科を設置している。

このことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の目的を達成するための施設・センター等として、4つの附属施設（附属図書館、メディカルフォトンクス研究センター、動物実験施設、実験実習機器センター）、医学部附属病院、5つの学内施設（情報基盤センター、子どものこころの発達研究センター、がん教育研究センター、産学官共同研究センター、医学教育推進センター）が設置されている。

附属図書館は、教員の教育活動における支援に加え、学生の自主学習面で重要な役割を担っている。

メディカルフォトンクス研究センターは、講座を束ねて、光を応用した医学研究を世界的に進める研究拠点作りの活動を行っており、研究教育の中心として、大学院学生の活動、学部学生の基礎配属における教育の支援を行っている。

動物実験施設は、医学科3年次の基礎配属、看護学科の卒業論文研究及び大学院の動物実験の技法並びに動物実験倫理を担当している。一方、同施設は本来の学内共同利用研究施設としての役割を担い、当該大学の研究者（教員、大学院学生、研究員等）が信頼性と再現性のある動物実験を実施できるよう、研究支援を行っている。

実験実習機器センターには、大型先端機器が重点的に設置され、細胞機能イメージング・プロテオミクス/メタボロミクス・ゲノミクス研究に対応している。これらの機器を用いた先端研究の紹介、活用方法の講義、実習等を3年次の基礎配属実習及び大学院選択講義で集中的に行っている。さらに、各講座配属の大学院学生・研究生の実験には、随時、専任の准教授とセンター技術職員が対応し、進行中の研究への充実したサポートを行っている。

附属病院は、医学科の臨床実習、看護学科の臨地実習の場として教育への支援を行っている。

子どものこころの発達研究センターは、心の危機を脳画像と遺伝子解析の連携という新たな観点から研究し、子どもの心の危機が顕在化する前に兆候を察知し、心理的介入を行うための基礎的研究を行っている。

また、医学教育推進センターを平成24年度に設置し、医学及び看護学の教育等の改善のための諸活動について調査・情報収集等により教育の質の向上を図っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究評議会では、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃のほか、教員人事及び教育課程の編成に関する方針、学生の入学、卒業、課程の修了等に係る教育活動の基本的な方針等について、学長、学長が指名する理事、附属図書館長、保健管理センター長、メディカルフォトンクス研究センター長、動物実験施設長、実験実習機器センター長、その他教育評議会が定めるところにより学長が指名する職員若干名からなる評議員15人で構成し、審議を行っている。

学士課程の教授会では、教育課程の編成に関する事項のほか、学生の入学、卒業、修了、学位授与、懲戒等について、大学院博士課程教授会及び大学院修士課程教授会では、教育方法、学生の身分に関する事項、学位の授与に関する事項等について、学長、副学長（教員に限る。）、専任の教授及び准教授で構成し、審議を行っている。

教務委員会では、教育課程の編成、学生の修学指導、単位及び課程の修了等に関することについて、理事（教育・国際交流担当）、学長特別補佐（国際認証カリキュラム担当）、医学科基礎講座のうち、総合人

間科学講座の教授又は准教授2人、医学科基礎講座（総合人間科学講座を除く。）の教授又は准教授2人、医学科臨床講座の教授又は准教授2人、看護学科講座の教授又は准教授2人、事務局次長（教育・国際交流担当）及び学務課長で構成し、審議を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 実験実習機器センターでは、大型先端機器が重点的に設置され、特に大学院教育において、高度な技術を持つ教職員により充実した支援が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

医学部医学科の教員はいずれかの講座に所属している。専門教育を担当する多くの講座、特に臨床医学講座では、教授と専門分野の異なる准教授、講師を配置し、教育と診療の両面で欠損領域を作らぬよう配慮している。また、学長は、空席が生じた場合、最近の医学の著しい進歩に伴い、他の分野の充実がより重要かを必ず議論し、さらに、必要に応じて既存の講座を大講座化すること等により、限られた数の教員で最新の医学を含めたできるだけ多くの分野をカバーする努力をしている。

看護学科では、基礎看護学、臨床看護学、地域看護学の大講座のいずれかに所属し、看護学科教員は原則として看護専門職とし、教授と准教授は博士の学位を保有していることとしている。

医学部での全学的・学科横断的な課題については学長が責任を負うこととなっている。大学院医学系研究科医学専攻は、医学科の教員が担当し、看護学専攻は、看護学科の教員が担当しており、それぞれ学長が責任者となっている。

連合小児発達学研究科では、研究科長と各5大学の副研究科長等で構成する教育研究に係る重要事項を教授会において、審議決定を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 医学部医学科：専任185人（うち教授49人）、非常勤163人
- ・ 医学部看護学科：専任28人（うち教授9人）、非常勤15人

教育上主要な授業科目（必修科目）については、医学科では95.2%、看護学科では97.6%を専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 13 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 99 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

公平で公正な教員採用を図るため、教授、准教授の採用に当たっては特殊な例を除き公募を原則として、また、すべての教員の同意の下に任期制を適用することとしており、平成 26 年 5 月 1 日現在での任期付教員の占める割合は 96.8%である。

教員の年齢構成は、25～29 歳が 0.9%、30～34 歳が 5.7%、35～39 歳が 20.8%、40～44 歳が 21.1%、45～49 歳が 19.6%、50～54 歳が 13.2%、55～59 歳が 11.7%、60～65 歳が 6.9%となっている。女性教員は、教員 317 人のうち医学科で 19 人、看護学科で 24 人及びその他で 14 人となっており、全体の 18.0%を占めるが、医学科の女性教員及び女性研究員の更なる確保等を目指し、男女共同参画委員会において、男女比率を確認している。また、育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度を設けており、特に女性医師に対しては、女性医師支援センター（平成 26 年 2 月設置）により、実験助手、医療秘書を配置することで研究及び診療支援を行っている。外国人教員は、特任教員を含め 5 人採用している。

教員研究水準の向上や教員組織の活動を活性化するため、毎年度『研究活動一覧』を発行し、研究助成金の採択状況、学会賞受賞、研究業績等を公表している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇任については、職員人事規程に基づき、教員選考基準及び教員選考基準に関する申合事項を定め、教育研究評議会の議を経て学長が行っている。

教育研究評議会では、選考方針の決定をした後、教員候補者選考委員会を設置し、同委員会における公募及び学歴、著書論文、診療実績等の調査、面接及び公開セミナー又は公開授業等を経て、准教授については教授及び准教授で構成される会議、教授については教授で構成される会議での意向聴取を踏まえ、審議を行っている。

助教の選考については、当該分野の教授の推薦により学長が決定することとしている。

教員の任期更新に関する業績評価では、学長が任期更新審査委員会を設置し、同委員会において教育、研究、診療、大学の管理運営、地域貢献・産学連携等の項目について業績評価している。

教育上の指導能力を評価する際には、人格、学歴、学位、職歴及び業績等について選考資料（推薦書、履歴書及び業績目録等）により調査を行い、教授及び准教授候補者においては、面接及び公開セミナー等を実施して評価している。

また、大学院医学系研究科では、「大学院医学系研究科博士課程における研究指導教員及び副指導教員に関する申合せ」及び「大学院医学系研究科修士課程（看護学専攻）担当教員に関する申合せ」により研究指導員等の資格を定めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価は、教員の個人評価指針に基づき毎年度実施し、評価の領域は教育、研究、診療、社会貢献、管理運営の5つの活動に分かれて、教員は職務の実態に応じて各領域の重み（エフォート）を申告し、自己評価に基づいて所属講座等の主任教員が1次評価、担当理事が2次評価、学長が3次評価を行い、評価結果については勤勉手当、特別昇給に反映させている。また、評価結果に不服がある場合には、学長に不服申立てをすることができる仕組みとなっている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動や学生生活を教員と共に一体的に支援する事務組織として、事務局次長（教育・国際交流担当）、学務課（常勤14人、非常勤6人）、入試課（常勤5人）及び学術情報課（常勤5人、非常勤6人）で構成されている。

大学全般の技術的な支援や実験、実習等の支援についても、技術部には、3人の技術専門員、22人の技術専門職員及び6人の技術職員が配置されている。

また、教授研究の補助を行う者として、総合人間科学講座に4人の教職員が配置されている。

TAは、平成25年度には大学院医学系研究科医学専攻から25人と看護学専攻から3人の計28人を採用し、学部学生に対する教育補助者として活用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員評価を教員の個人評価指針に基づき毎年度実施し、その評価結果を勤勉手当、特別昇給に反映させている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

建学の理念・目的及び使命に沿って、医学部、大学院医学系研究科、助産学専攻科ごとに入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」について定めている。また、医学部については、学科ごとに「大学入学までに身につけておくべき教科・科目等」を定めている。

なお、医学部、大学院医学系研究科の「求める学生像」は、以下のとおりとなっている。

[医学部医学科]

- 「1. 医学を学ぶために必要な幅広い基礎学力と応用能力を持っている人
- 2. 医師あるいは研究者として生涯を通して最新の医学知識を吸収できる人
- 3. 人への思いやりとチームワークに必要な協調性を持っている人
- 4. 地域に根ざし大きくはばたくという意欲を持って活躍できる人で、この地の医療にも貢献できる人」

[医学部看護学科]

- 「1. 看護学を学ぶために必要な幅広い基礎学力と応用能力を持っている人
- 2. 看護職として生涯を通して学ぶ意欲を保ち、努力できる人
- 3. 人を思いやる心とチームワークに必要な協調性を持っている人」

[大学院医学系研究科医学専攻]

- 「1. 医学・医療に関する高度の専門知識・技術を身につけた優れた研究者及び研究成果を医療の現場で活かせる臨床医などを目指す人
- 2. 自立して独創的な研究を行う能力を身につけ、生涯にわたり学問を探究しようとする人
- 3. 高い倫理観と人間性を備え、医学の分野で指導的役割を果たす意欲を持つ人
- 4. 国際的な視野、豊かな知性と教養を身につける意欲を持つ人」

[大学院医学系研究科看護学専攻]

- 「1. 科学的・論理的思考ができ、更に視野を広げたい人
- 2. 新たな課題を自ら求め、創造的・先駆的研究を行う意欲を持つ人
- 3. 倫理観と人間性をより深め、指導的役割を果たす意欲を持つ人
- 4. 人類の健康と福祉に貢献し、国際的に活躍を目指す人」

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者選抜では、医学部、大学院医学系研究科、助産学専攻科ごとに定めている入学者受入方針に沿っ

た学生を選抜するために、多様な入学者選抜方法を採用しており、医学部では、一般入試（前期日程、後期日程）、特別入試の推薦入試、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、医学科第2年次後学期編入学試験、看護学科第3年次編入学試験を実施している。大学院医学系研究科では、一般入試、社会人入試を実施している。助産学専攻科では、一般入試のみを実施している。大学院医学系研究科医学専攻では10月入学を実施している。

また、すべての選抜試験に面接を課し、学力のみならず、思考能力、協調性、人間性、医学に対する勉学の意欲等について判定を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

医学部及び助産学専攻科については、学長を委員長とする入学試験委員会の下に、各種専門委員会を置いている。試験問題の作成については、入試問題作成専門委員会及び論文専門委員会が担当し、試験問題採点委員が採点した試験の採点結果については、さらに電算処理検証委員会が採点データを検証した後に、合否判定基準に基づき、入学試験委員会で合格候補者案を作成し、教授会の議を経て合否判定を行っている。また、各入試区分の個別学力検査、小論文、適性検査等の監督者及び面接試験等に試験担当者を配置し、実施体制を構築している。

大学院医学系研究科については、大学院博士課程部会及び大学院修士課程部会において、個別学力検査、小論文、口述試験等の試験担当者を選抜し、実施体制を構築している。問題作成委員が問題作成及び採点を担当し、試験問題採点委員が採点した試験結果を合否判定基準に基づき、大学院博士課程部会及び大学院修士課程部会において合格候補者案を作成し、大学院博士課程教授会及び大学院修士課程教授会の議を経て合否判定を行い、入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜方法研究委員会が、入学試験結果等を基に入学者の学力低下や入試区分ごとの学力格差が生じていないかなどを調査・検証して『平成21-25年度 入学者選抜方法研究委員会報告書』として取りまとめ、入学試験委員会において、選抜における配点や募集人員の変更等の選抜方法の改善につなげている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年4月に改組された医学系研究科（博士課程）については、平成24～26年度の3年分。）

[学士課程]

- ・ 医学部医学科：1.00倍
- ・ 医学部看護学科：1.00倍
- ・ 医学部医学科（2年次編入）：1.00倍

浜松医科大学

- ・ 医学部看護学科（3年次編入）：0.98倍

[修士課程]

- ・ 医学系研究科：1.01倍

[博士課程]

- ・ 医学系研究科：1.17倍

[専攻科]

- ・ 助産学専攻科：1.00倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学科ごとに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。

医学科では、「医療とは何か」「良き医療人とは何か」を不断に問い続けながら、基礎教育、基礎医学、臨床医学、社会医学を学年進行を通じて学ぶ医学概論を柱として、それに沿って、基礎段階では総合科学、外国語、基礎教育科目を、中期段階では基礎医学、臨床医学、社会医学をそれぞれ履修し、後期段階では、臨床実習等、卒前統合学習を行う「らせん型カリキュラム」として構成されている。

看護学科では、まず、人間を多角的視点から理解できるように幅広い教養を身に付けることを目的に総合科学・外国語を学び、科学的な看護判断・実践を行っていくために必要な基礎的医学知識を修得するための看護専門基礎科目、さらに、各看護専門科目を履修しつつ、早い時期から臨地実習を行う「積み上げ方式カリキュラム」として構成されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

医学科では学士（医学）の学位を、看護学科では学士（看護学）の学位を授与している。

医学科では、豊かな人間性、倫理観を育むために、教養教育及び医学概論を設け、さらに、多職種間教育や6週間の基礎配属、PBL-チュートリアル教育等により、自らが考え課題を解決する能力を養うとともに、コミュニケーション能力を高める手法を専門教育に取り入れている。

初年次の教養教育では、理数系科目では医学・看護学学習の基盤となる科目を、人文社会系科目では医

療法学、倫理、心理等と関連する授業を多く開講し、選択して履修できるようにしている。医療倫理教育は早期体験学習、当該大学教員あるいは医療訴訟原告の遺族等外部の講師による授業等から構成されている。また、教員と学生の密接な触れ合いによる人間教育を目的として、総合人間科学講座の教員による人間科学ゼミナールを実施している。

医学科の臨床実習前の専門教育には、基礎医学、臨床医学の諸科目を配置して、PBL—チュートリアル形式を中心に行われており、多くの症例を教材にして疾患のみならず、その関連事項を自ら、あるいは討論の中で学習している。また、研究心の養成を意図して、この専門教育の期間中に6週間の基礎配属を実施している。医学科の臨床実習は、5年次の1年間と6年次の10週間にわたって行い、診療参加型を主体とし、実際の診療に加わりやすいように「Student Doctor」の称号を与えている。

看護学科では、多くの教養科目、看護専門基礎科目、看護専門科目に学生主体の問題解決型学習を取り入れ、学生同士の討論の中での学習を重視することが可能となる科目を設けている。また、講義・演習等による学習と体験的学習をバランス良く組み合わせることにより学習効果を高めることを意図して、1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」に引き続いて、2年次に「基礎看護実習Ⅱ」、3・4年次に領域別実習を少人数グループで行っている。

さらに、医学科、看護学科の学生が共に学ぶ多職種間教育も導入している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズにより、医学科5年次の臨床実習において、内科、外科の科目の実習時間をそれぞれ6週から9週、4週から6週に増加している。医学科6年次の臨床実習においては、当該大学教員が適切と認めた外部の病院での実習は単位認定している。

また、入学前の他大学における既修得単位、入学後の他大学における既修得単位及び他機関による英語能力証明（TOEIC、TOEFL等）を規程及び申告に従って単位認定している。さらに、毎年度20人前後の学生が海外の学術交流協定校、あるいはIFMSA（International Federation of Medical Students' Associations）の短期交換留学制度を利用して海外での臨床実習や基礎医学実習を行っており、学術交流協定校及び教務委員会が適切と認めた大学、病院での臨床実習は単位化している。

医学科においては、医学分野の研究成果を踏まえて、基礎医学諸分野を中心として臨床分野を含め最新の医学研究の成果を科目の内容に織り込んだ授業が実施され、また、看護学科においては、ターミナル期がん患者の精神症状、睡眠保健指導研究、転倒・認知症予防等の分野を中心に研究成果を反映した教育を行っている。教養教育においては、多くの科目を医学科の学生と看護学科の学生と一緒に履修しており、より良い患者ケア、望ましいチーム医療推進のために異なった職種の考えを学ぶ多職種間教育の効果が期待されている。

医学科では、2年次に地域社会に根ざした医療人を育成する「医学概論Ⅱ」の地域医療実習を行っている。また、地域医療実習の一環として、夏季休業中に医学科1～4年次生の希望者5人（平成25年度）が連携する病院で見学実習を行っている。看護学科では、製造業の盛んな地域特性を意識し、保健師課程で産業保健の教育にも力を入れており、保健師養成のための教育を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

医学科と看護学科の教育目的である学生主体の問題解決型学習と体験による学習を重視し、医療倫理教育、プレゼンテーション能力を身に付ける少人数教育を実施し、また、基礎配属及びPBLで参加学生が積極的に討論を行うことができるようにしている。

特に、3・4年次のPBL-チュートリアル教育では、PBLの26シナリオのうち14シナリオについて、上級生による学生チューターを導入し、このことによりPBL-チュートリアル教育に参加した学生が積極的に討論を行う雰囲気を作っているのみならず、チューターを務める学生の勉学にもつながっている。

医学科では、5年次の臨床実習については内科、外科の基本科目をそれぞれ9週、6週を確保し、臨床実習の充実を図っている。

看護学科では、「医療概論」における早期体験学習に加えて各学年の教育課程に実習、演習を組み入れて、講義とのバランスをとっている。

医学科、看護学科においては、実習支援体制を整えるため、実習施設で指導を担当する医師、看護師に臨床教授等の称号を付与している。

また、助産学専攻科では、地域周産期母子医療センターに認定されている臨地実習施設を選び、高度な技術力・実践力の強化につなげている。さらに、近隣の助産院や産科診療所、子育て支援に力を入れている小児科診療所を実習施設として選び、地域における助産師の役割と助産技術の質の向上につなげている。各実習施設には担当教員を配置し、担当教員は臨床指導者と協力して学生指導に当たり、実習後には学生との振り返りを通して学びが深まるよう支援している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学事予定表によれば、1年間の授業期間は定期試験等の期間を含めて35週確保され、15週にわたる期間を単位として授業が行われている。さらに、補講期間も設けられている。

また、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するため、例えば、教育課程においては医学科のPBL-チュートリアル教育、看護学科の学生主体の問題解決型授業等において授業時間以外での学習を促している。

学生の授業時間外学習時間に関するアンケートを行っている。その結果によれば、「授業時間外の学習時間は1日あたりおおよそ平均何時間ですか。」との質問に対して、2・3年次について、医学科では、4時間以上とする回答者が13.5%、3～4時間が13.5%、2～3時間が22.1%、1～2時間が28.8%、1時間以下が22.1%であり、看護学科では、4時間以上が回答者の0%、3～4時間が4.8%、2～3時間が11.9%、1～2時間が48.8%、1時間以下が34.5%となっている。最終学年である医学科6年次、看護学科4年次については、「授業時間外の学習時間は1週間あたり平均何時間ですか」との質問に対して、医学科では、21時間以上と答えた者が32.3%、16～20時間が26.2%、11～15時間が12.3%、6～10時間が15.4%、5時間以下が13.8%であり、看護学科では21時間以上と答えた者が3.7%、16～20時間が5.5%、11～15時間が31.5%、6～10時間が20.4%、5時間以下が38.9%となっている。これらのほかに、臨地実習における準備学習及び報告書作成等を相当程度行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、各授業科目ごとに、一般目標、達成目標、授業計画表、医学／看護学教育における位置づけ、成績評価、教科書、参考書、授業外における学習方法、メッセージ、オフィスアワー等の書式を統一した体裁となっている。臨床実習、臨地実習の詳細は、それぞれ実習の手引を作成している。

医学科、看護学科の各学年の学生に新年度ガイダンスの際、教育要項を学生に配布し、ウェブサイトにシラバスの内容を掲載し、周知を図っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

医学科1年次には「自然科学入門（物理コース）」「自然科学入門（生物コース）」を開講し、各分野の学力を補う工夫を行っており、看護学科1年次には「物理科学」「生命科学」で高等学校レベルの内容を含めた授業を行っている。さらに、オフィスアワーを設けている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学科ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められている。

医学科では、「高度の知識・技術及び豊かな人間性を身につけた臨床医並びに医学研究者を養成することを目的とします。これに必要な基礎学力の向上、自学自習態度・研究心の養成、プロフェッショナルリズムの養成、国際性の習得等を実現する教育を行い、基礎医学、臨床医学、社会医学等、いずれの領域においても活躍できる優れた人材を育成していきます。」とし、卒業時まで「1. 生涯学習能力、2. 問題解決能力、3. プロフェッショナルリズム、4. 研究心、5. 社会に貢献できる能力、6. 国際性」を備えた学生に学位を授与すると定められている。

看護学科では、「社会が求める多様な看護ニーズに応えることができる人材を育成します。医療・看護の高度化・専門化に適応し、地域社会に根ざし、広く社会の健康づくりに貢献できるなど、将来幅広く活躍できる看護専門職となるように教育していきます。」とし、卒業時まで「1. 生涯学習能力、2. 問題解決能力、3. 看護実践能力、4. 看護専門職としてのプロフェッショナルリズム、5. 研究心、6. 社会に貢献できる能力」を備えた学生に学位を授与すると定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、医学部履修規程において優（100～80点）・良（79～70点）・可（69～60点）・不可（59点以下）の4段階評価とすることを定めており、この分類は教育要項に掲載し、学生に周知を図っている。

成績評価の基準は、シラバスにおいて科目ごとに到達目標、成績評価の項目を中心として示されており、定期試験の成績、成績評価の方法は、原則として口頭試問、出席状況、レポート等により総合的に評価するものとなっている。単位認定は、科目担当教員が判断し、教務委員会、教授会の議を経て学長が単位の認定を行っている。また、教務委員会において、担当教員による成績評価と単位認定の妥当性の検討を行っている。

卒業認定基準についても教育要項に掲載し、学生に周知を図っている。当該大学では、GPA（Grade Point Average）制度を実施しており、卒業試験のGPAが1.3以上であることを医学部履修規程で定めている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

科目担当教員が認定した単位について、教務委員会及び教授会が審議して検討している。進級の判定は、これに基づき教務委員会及び教授会が行っている。

学生に対して採点後の答案の返却、レポートの返却を行っており、授業科目の約30%で模範答案を提示している。

「成績評価の質問・申立て等に関する申合せについて」によって、学生からの成績評価の質問・申立ての手続きを定め、申立てに対応している。さらに、指導教員や「何でも相談窓口」を通じて、成績評価に関する相談ができることとしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業要件等は学則で定められており、卒業に必要な履修要件は医学部履修規程で定められており、教育要項及びウェブサイトに掲載し、学生に周知されている。

医学科においては、卒業試験にすべて合格し、かつ、卒業試験のGPAが1.3以上であることを基に卒業認定審査を総合的に評価し、教務委員会を経て教授会において審議している。

看護学科においては、取得単位数を基に卒業認定審査を評価し、教務委員会を経て教授会において審議している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

専攻ごとに教育課程の編成・実施方針が定められている。

医学専攻では、国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医の養成を目的とし、「研究者コース」と分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を備えた「臨床研究者コース」を設けている。

なお、各コースにおける教育課程の編成・実施方針は、以下のように定められている。

「研究者コース」では、「先端基礎医学特論」を必修とする。これは、分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得することを目的としています。また、英語で講義を行うことにより、国際的に高い水準の研究者を養成するための学識を併せて修得する。また、研究者としての基本的な素養を身につける観点から、遺伝子実験法、蛋白質研究法、細胞工学実験法、医学統計学等の科目を選択必修科目として履修し、医学研究の遂行に必要な基礎的知識を修得する。

「臨床研究者コース」では、先端医学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（このうち2科目）を必修とする。これは「研究者コース」における「先端基礎医学特論」と同様に分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得することを目的としています。また、臨床医学に関する研究マインドの要請に必要な能力を涵養するため、「医療倫理学」、「遺伝子医療と再生医療」を必修とする。」

看護学専攻では、科学的思考力、問題解決能力、基礎的な研究能力を養い、看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人あるいは教育者、研究者を育成するため「修士論文コース」と「高度看護実践コース」を設けている。

なお、各コースにおける教育課程の編成・実施方針は、以下のように定められている。

「修士論文コース」では、看護学に関する基本的な知識と、健康科学に関する専門的な知識を土台とし、その上に基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の四つの専門分野に分かれる。それぞれの分野における高度な知識と研究能力を育成できるよう授業科目を設けている。

高度看護実践コースでは、CNS専門看護師教育課程コースのクリティカルケア看護（急性・重症患者看護）に関する高度な知識と実践を習得できるよう授業科目を設けている。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

医学専攻では博士（医学）の学位を、看護学専攻では修士（看護学）の学位を授与している。

医学専攻では、各指導教員の主宰するセミナーを母体に、いくつかの基本的な共通科目と学術の発展動向を反映した専門科目の履修を義務付けた教育課程により、基礎医学研究者と臨床研究医の養成を目指して研究指導が行われている。当該大学の特徴の一つとして、臨床医学部門と、基礎医学、メディカルフォトニクス研究センター等他の部門との密接な協力体制があり、「臨床研究者コース」においても副指導教員の指導の下で基礎医学講座等との共同研究に参画することができることとなっている。

看護学専攻では、修士論文コースにおいて、看護の基礎となる共通科目、専門科目より専門分野のうち主領域の特論及び演習、主領域以外の特論を履修し、特別研究を行っており、高度看護実践コースにおいて、共通科目、専門看護師教育課程に対応した専門科目を履修し、症例研究を中心とする課題研究を行っている。研究では指導教員と副指導教員が緊密な連携をとり、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成まで、直接指導している。複数指導教員制を活用することによって、教育の趣旨に沿った研究指導が可能になっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院学生の多様なニーズに応えるため、入学時点で指導教員が研究指導を行い、研究テーマを決めるとともに4年間にわたる研究計画を策定している。また、海外からの外国人留学生等への配慮として10月入学を実施している。

さらに、医学専攻、看護学専攻ともに長期履修制度を設け、看護学専攻では、社会人学生が多いため夜間授業も行っている。

医学専攻では、「研究者コース」と「臨床研究者コース」を設け、医学の進歩に伴い、基礎・臨床を問わず分野を超えた横断的連携による教育を行っている。また、「先端基礎医学特論」は英語で、「細胞工学実験法」等の授業科目や専門分野のセミナーの一部では英語を併用して行っており、国際的に活躍できる研究者の養成を図っている。

看護学専攻では、「修士論文コース」と「高度看護実践コース」を設け、各領域の教育課程編成の趣旨に沿った内容の教育を行っており、「高度看護実践コース」では、クリティカルケア看護分野の専門看護師を養成している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

医学専攻では、組織・細胞・遺伝子レベルでの実験分析、臨床試験、動物実験あるいは予防・防御医学等のフィールド型調査・統計分析を必須とし、各専門領域セミナーにおいて、自らの研究あるいは他の優れた研究者の論文を紹介し、実践的な討論を行い、分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得させている。さらに、授業以外にも定期的開催される大学院特別講演等の学術講演会に参加し、先端的な研究内容に触れることができ、講義・演習・セミナーと実験・実習・実技をバランス良く組み合わせた教育課程になっている。

看護学専攻では、看護学の土台となる共通科目の上に、専門分野を配置し、主領域の専門科目に関する特論と演習をバランスよく履修し、複数指導教員による特別研究を行う学習指導法となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学事予定表によれば、1年間の授業期間は35週確保され、15週にわたる期間を単位として授業が行われている。

医学専攻では、指導教員が個別に必要な履修指導を行っているほか、講座のセミナー等(抄読会、リサーチカンファレンスを含む。)での発表を行っており、看護学専攻では、レポート課題等を課し、授業時間外での学修についても指導を行うなど、単位取得に必要な学修時間の確保に努めている。しかし、両専攻に

ついて、継続的に学修時間等の調査を実施し、結果を分析する取組を含めて、単位の実質化に向けた一層の取組が望まれる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がおおむねなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、各授業科目ごとに、達成目標、授業計画表、成績評価、教科書等の書式を統一した体裁となっており、ウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

在職のまま入学を希望する社会人学生が学びやすいように大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置及び長期履修制度を設け、医学専攻の共通科目は 17 時 30 分以降に開講されるオムニバス講義と集中講義で編成するなど、配慮した時間割を設定し、看護学専攻では、同じ科目を昼夜開講している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院要覧に、履修指導、研究指導の方法、指導教員、副指導教員等について掲載し、学位論文審査実施要項並びに学位論文審査実施要項等に関する申合せに沿って指導が行われている。

医学専攻における指導教員、副指導教員については、指導教員は原則として 1 年次又は 2 年次に少なくとも 1 年間程度研究等に関する基本的事項を習得させるため、すべての学生に副指導教員を置くこととしている。副指導教員は、原則として基礎系の学生は臨床医学系の教員、臨床系の学生は基礎医学系の教員とし、指導教員の申請又は大学院博士課程部会の推薦によるものとしている。看護学専攻における指導教員、副指導教員については、入学後、定められた時期までに、専門分野の指導教員のうち研究や修士論文の作成等に関し、指導を受けたい教員を学務課へ届け出ることになっている。副指導教員が他の教授、准教授又は講師の研究指導が必要と判断した場合は、その申請に基づき副指導教員を置くことができるとしている。

また、大学院学生の海外研究活動を支援し、TA 制度、RA 制度により大学院教育の充実及び指導者としてのトレーニングを行っている。なお、平成 24・25 年度における TA・RA の実績は、TA が 21 人、25 人、RA が 23 人、26 人となっている。

研究倫理に係る指導については、医学専攻では、「医療倫理学」や「先端基礎医学特論」の授業で倫理教育を実施しているほか、平成 26 年度から大学院学生全員に対して、CITI Japan プロジェクトの

e-learning プログラムを受講させ、修了証を取得させることを決定している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

専攻ごとに学位授与方針が定められている。

医学専攻では、「国際的なリーダーシップと高い倫理観を兼ね備えた、独創的な先端研究を実践する基礎医学研究者または科学的思考力と研究マインドを持つ高度専門医療者を養成します。」とし、修了時まで「1. 生涯学習能力、2. 態度、3. 研究心、4. 国際性、5. 地域貢献」を備えた学生に学位を授与すると定められている。

看護学専攻では、「医療技術の高度化、人口の高齢化に伴う社会的ニーズの増大及び生活の質を重視する価値観の広がり、人々の質の高いケア等に対応できる看護実践者の育成を行います。」とし、修了時まで「1. 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力、2. 専門性の高い教育的能力、3. 専門性と倫理観に基づいた研究能力、4. 新しい課題にチャレンジできる能力、5. 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力」を備えた学生に学位を授与すると定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

医学専攻、看護学専攻ともに、各授業科目のシラバスに明記された成績評価基準により、かつ大学院医学研究科履修規程に従い、優（100～80点）・良（79～70点）・可（69～60点）・不可（59点以下）の4段階の成績評価及び単位認定を行っている。

医学専攻における修了の要件は、学則、学位規程、学位論文審査実施要項及び学位論文審査実施要項等に関する申合せにて定めており、看護学専攻における修了の要件は、学則及び学位規程に記載されている。

これらのことは大学院要覧に掲載し、また、入学時ガイダンス等で説明することにより、学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保するため、大学院要覧に成績判定の基準、方法を明記している。成績評価は、大学院博士課程部会、大学院博士課程教授会又は大学院修士課程部会、大学院修士課程教授会において提示され、単位認定の審議を行っている。

一方で、成績評価に対する学生からの異議申立て制度の確立が望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修了認定については、学則、学位規程、学位論文審査実施要項及び学位論文審査実施要項等に関する申合せを大学院要覧、ウェブサイトに掲載し、学生に周知を図っている。

修了認定は、修得単位数の確認と学位論文の審査からなっている。

医学専攻では、学位論文審査は、当該論文が大学院博士課程教授会の適当と認める内外の英文学会誌等に公表あるいは採択され、かつ単著であるか共著の場合は申請者が筆頭著者であることが必要となっている。審査委員会は3人の審査委員からなり、学位論文審査と専攻分野及び医療倫理の試問を行っている。なお、医学専攻においては、書面調査の時点では学位論文の審査基準が明確には定められていなかったが、平成26年10月に学位論文審査実施要項に定められている。

看護学専攻では、3人の審査員からなる論文審査において、学位論文審査及び専攻分野の試問を行っている。その後、公開発表会を行い最終審査としている。なお、論文等審査委員会では、論文審査基準に基づき修士論文及び修了課題についてそれぞれの審査基準10項目についての評価を行い、合計60点以上を合格としている。

審査委員会で審査を行った後、医学専攻においては、大学院博士課程部会を経て大学院博士課程教授会にて、看護学専攻においては、大学院修士課程部会を経て大学院修士課程教授会にて学位の認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 海外の学術交流協定校、あるいはIFMSAの短期交換留学制度を利用して、毎年度20人前後の学生が海外での臨床実習や基礎医学実習を行っており、学術交流協定校及び教務委員会が適当と認めた大学、病院での臨床実習は単位化している。
- PBL-チュートリアル教育について、上級生による学生チューターを導入することにより、PBL参加学生が積極的にディスカッションを行う雰囲気を作る事ができるのみならず、チューターを務める学生の勉学にもつながっている。

【更なる向上が期待される点】

- CITI Japan プロジェクトのe-learning プログラムを大学院学生全員に受講させることとしている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

医学部では、標準修業年限内卒業率の過去5年間（平成21～25年度）の平均値は医学科90.6%、看護学科96.4%、同様に、標準修業年限×1.5年内卒業率では医学科99.4%、看護学科98.3%となっており、休学者率はそれぞれ1%程度、退学者率はそれぞれ1%以下となっている。

医学部医学科においては、各学年終了時に進級判定を、診療参加型臨床実習に臨む条件として、4年次末に全国医学部共用試験であるCBT及びOSCEに合格することを義務付け、卒業時に卒業判定を行っており、医師国家試験の合格率は、毎年度90%以上、看護師等国家試験の合格率は、毎年度ほぼ100%となっている。

大学院医学系研究科では、標準修業年限内修了率（学位取得率）の過去5年間（平成21～25年度）の平均値は、学会誌等への論文の採択が学位論文審査申請の条件になっている医学専攻では58.7%、看護学専攻では82.9%、同様に、標準修業年限×1.5年内修了率（学位取得率）では、医学専攻85.3%、看護学専攻92.1%となっており、医学専攻、看護学専攻のそれぞれの休学者率は1.6%、10.9%、退学者（単位取得退学者含む）率は6.9%、5.2%となっている。

平成20～25年度における学位申請論文を掲載した雑誌のIF（impact factor）は平均3.2となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

医学部では、各科目の試験終了後に医学部授業評価アンケートを学生に配布し、学習の達成度や満足度を調査し、集計結果を担当教員にフィードバックしている。そして、『「授業評価効果検証アンケート」改善報告書』として、各教員の改善策を教授会に報告している。

授業評価アンケートの評価項目は授業内容等10項目で、5段階評価で実施し、年度ごとの平均評価点数は平成22年度4.38点、平成23年度4.39点、平成24年度4.59点、平成25年度4.51点となっている。卒業前の医学部学生に対するアンケートにおける学習の達成度や満足度は、「語学力を含む国際的なコミュニケーション能力」においては、達成度や満足度が低くなっているものの、ほとんどの項目において「極めて優れている」「優れている」「満足している」が医学科では70～80%、看護学科では60～70%となっている。

大学院医学系研究科医学専攻では、平成25年度に大学院博士課程教育に関する調査を実施しており、「内

容は興味を持てるものでしたか」「学習した内容は今後役に立つと思いますか」との質問に対して「大いにそう思う」「そう思う」との回答はおおむね60～70%以上の評価となっている。看護学専攻では、平成25年度に授業評価アンケートを実施しており、授業科目を「共通」「特論」「演習」「特別研究」に区分し、それぞれ「内容は興味を持てるものでしたか」「学習した内容は今後役に立つと思いますか」との質問に対して「大いにそう思う」「そう思う」との回答は、いずれも90～100%と高い評価となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

医学部卒業生の進路は、医学科では大部分の卒業生が医師免許を取得し、研修医として当該大学附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でも大部分の卒業生が看護師、保健師あるいは助産師として病院等に就職している。

大学院医学系研究科修了生の進路は、医師免許保有者の多い医学専攻では60%程度が当該大学（附属病院含む。）の職員になっており、次いで他の医療機関、教育・研究機関の順となっている。看護学専攻では大学等教育機関と病院が多く、次いで行政機関の順となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

医学部においては、「医学科卒業生に対するアンケート」では、「知識の活用」「倫理観とコミュニケーション能力」「問題解決の技術」「向上心」において、「おおいにそう思う」「そう思う」との回答は50%以上となっている。

「看護学科卒業生に対するアンケート」では、「知識の活用」「倫理観とコミュニケーション能力」「問題解決の技術」「向上心」において、「おおいにそう思う」「そう思う」との回答は50%前後となっている。

「医学科卒業生の就職先上司による研修医の評価表アンケート」では、「知識・技術を含めて研修医として満足すべき医療レベルを有しているか」においては、「非常に優れている」「優れている」との回答が79%、「疾患について科学的に考え、探究心をもって自ら勉強しているか」「患者さんと良好なコミュニケーションをとり、患者さん本位の医療に尽力しているか」「職場の医療チームの一員として良好な関係を保ち適切に働いているか」「医療人としての十分な倫理観を有しているか」においては、ともに85%以上となっており、いずれも高い評価を受けている。

「看護学科卒業生の就職先上司による評価表アンケート」では、多くの質問に対し「非常に評価できる」「評価できる」との回答は50%前後となっている。この結果から、学士課程における看護実践力の更なる強化とともに、その基盤となる看護の教育にも力を入れるため、その改善に向けた取組が検討されている。

大学院医学系研究科においては、「博士課程修了生に対するアンケート」では、「専門知識の活用」「現状分析・把握・課題設定」「最新の医療知識・技術の習得努力」「医療チームの一員」において、「おおいにそう思う」「そう思う」との回答は72～95%であり、高い評価となっている。

「修士課程修了生に対するアンケート」では、「専門知識の活用」「専門性と倫理観に基づいたケアの提供」「現状分析・把握・課題設定」「最新の看護学知識・技術の習得努力」「医療チームの一員」において、「おおいにそう思う」「ほぼそう思う」との回答は65～80%となっている。

「博士課程修了生における就職先上司による評価表アンケート」では、多くの質問に対して「おおいにそう思う」「そう思う」との回答は66～93%となっており、おおむね高い評価となっている。

「修士課程修了生の就職先上司による評価表アンケート」では、多くの質問に対して「非常に評価でき

る」「評価できる」との回答は59～82%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は49,667㎡、校舎等の施設面積は103,899㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

キャンパス内には、講義実習棟、基礎・臨床研究棟、附属図書館、附属病院棟等が配置され、講義室、実験・実習室、演習室(情報処理実習室を含む。)等の学習施設や体育館等スポーツ施設が整備されている。さらに、チュートリアル室に加え、ラーニング・コモンズを設置し、学生からの自学自習に対するニーズに応えるなどの学習施設も整備されている。

また、各施設には、身障者用トイレ及びエレベーターや玄関階段等の段差の解消のためスロープを設置し、バリアフリー化を進め、各駐車場には身障者用の駐車スペースを確保している。安全・防犯対策としては、職員証、学生証(ICカード)による建物入館管理を実施し、キャンパス内に外灯を増設、各建物の耐震化についても平成26年5月1日現在で98.1%となっている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学内無線LANが整備され、教育、研究部門は情報基盤センターの専任職員により管理されている。情報処理実習室(パソコン146台)が整備されており、情報科学等の授業を行っている。入学時に「新入生情報リテラシー」の授業を行い、大学の情報システム、施設の利用方法を説明した上でID、パスワードを付与している。

平成24年度にウェブサイトを利用した履修申請、シラバス作成、休講・補講・教室変更情報の配信、課題・レポートの配信等が利用可能となり、教員・学生の利便性が向上している。

ウェブサイトには学生専用のサイトが整備され、教育の一貫として、各学生が情報基盤センターのサーバにウェブサイトを作成して公開することを認めている。インターネット等を活用し電子資料の提供やレポート提出及び講義内容の質問・回答を電子メールで授受する等の授業を行っている。また、テレビ会議システムを活用し、地域医療機関と連携して現場の医師による講義及び学生との意見交換等にも活用している。情報処理実習室の使用時間は、9時から21時、土・日曜日についても利用を申し出た場合は、10時から17時の間で利用を許可している。情報セキュリティに関しては、個人情報管理規程を制定し、『情報セキュリティポリシー実施手順ガイドブック』を配布し、情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ

対策を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館には、閲覧室2室(84席)、AV視聴コーナー(6席)、セミナー室2室(50席)と学生のニーズに対応し自学自習の支援のため、ラーニング・コモンズ2室(60席)を設け、図書館ゲート外に自由閲覧室を設けている。図書館資料の整備方針は、図書館運営委員会で整備することとしており、シラバスに掲載されている教科書、参考書は原則として全点所蔵している。そのほかに、授業で必要とするものや学生の自学自習用として各講座等が推薦したものを所蔵することとし、教育課程に沿った系統的な整備を行っている。附属図書館の蔵書は、図書89,894冊である。電子ジャーナルのカレント分は、パッケージ購入や医学・看護関係の個別タイトルを提供し、約6,610タイトルの電子ジャーナルを提供している。電子書籍は和図書80タイトル、洋図書35タイトルを提供している。また、電子資料を含む所蔵資料、契約資料はオンラインで検索が可能となっている。

附属図書館の開館時間は、授業期間の平日9時から20時、土・日曜日10時から17時であるが、学生や教職員のうち利用申請が許可された者については、24時間利用が可能である(特別利用制度)。平成25年度の入館者数は延べ118,859人、そのうち学外者2,338人、特別利用制度による入館者数は40,729人となっている。

医学部初年次生対象の図書館オリエンテーション、医学部及び大学院学生向け講習会、臨床研修医向けデータベース研修会等を開催し、学生の図書館利用促進を図っている。

附属図書館に対する学生からのニーズに対しては、投書箱を設置して、図書館利用に関する学生の疑問や要望(最近3年間で10件)を受け付け、回答は図書館掲示板に掲示している。対応事例として、平成24年度中に館内すべてに無線LAN用アンテナを設置している。また、平成24年度、平成25年度に学生自治会代表者や学生3団体をフォーカスグループとして、意見交換を行い、その結果を基に図書館運営委員会でも議論し、ラーニング・コモンズを含む図書館利用のルール作りを行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主学習環境には、チュートリアル教室が30室(330席)、附属図書館に新たにラーニング・コモンズ2室(60席)が設置されており、さらに、定期試験期間中等にはスペースが不足するため、講義室等を開放することとしている。また、学内では無線LANを活用することができ、パソコンの持ち込みも可能としている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生オリエンテーションは、入学直後に4～5日間にわたり実施し、教育課程や附属図書館の使用法のほか、1年次の授業の担当教員による各教科への取組方の説明を行っている。さらに、新入生ガイド

ンスではアンケートを行い、説明事項について理解が得られたか等を確認している。各学年の年度初めに教務委員長によるガイダンスを実施し、また、各教科の授業の開始時に科目独自のオリエンテーションを実施している。医学部4年次生では、臨床前体験学習の際にも5・6年次生向けのガイダンスを実施している。

大学院学生に対してもガイダンスを実施し、履修等の説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習相談、助言は、各授業の担当教員及び大学独自の指導教員制度を縦横に組み合わせて実施されている。各授業の担当教員のうち、オフィスアワーを設定している教員はシラバスで周知を図っている。

学生委員会が取り決めている指導教員制度は、教員が学生生活の相談相手となり、指導助言をする制度であり、各学年の授業担当教員が主となって少人数のグループ分けした学生と授業を離れた交流の機会を持つものであり、学習についての相談も受けている。

医学科3年次の基礎配属、学生による授業評価及びその他の様々なアンケートと学生意見箱により学生の意見、ニーズを把握している。授業評価アンケート結果を各授業担当教員に配布し、授業方法改善策の報告を依頼している。

留年した学生に対して、医学科では理事（教育・国際交流担当）・副学長、看護学科では看護学科の教務委員である教員が、すべての学生と面談して学習指導及び生活指導をしている。

外国人留学生に対しては、最初の1年間チューターを配置し、非常勤講師による日本語の授業を週2回、各1時間を行っており、初級日本語に5人、中級日本語に4人が受講している。

社会人学生に対する配慮として、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置及び長期履修制度を設けている。

聴覚障害がある学生の学習支援のため、FMトランスミッターを整備している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。
該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

体育会系23サークル、文化会系15サークルで、それぞれ893人、392人（兼部を含む登録学生数）が課外活動を行っている。

施設の設備では、サッカー場の人工芝への改修、武道館の改修、体育館の内装等関連施設の改修を実施しており、厚生補導施設設備費、課外活動経費、体育大会等分担金等の予算措置を行っている。また、後援会からは各サークルへの助成、学生自治会主催の新入生歓迎会への助成等を行っている。なお、平成25年度の実績では、厚生補導施設整備費として学生用ロッカーの更新をはじめ2,107千円を、課外活動経費としてサッカー、ラグビー場のメンテナンス費用をはじめ3,479千円を、体育大会等分担金として東海地区国立大学体育大会、文化祭分担金として815千円を、後援会から体育会系サークル、文化会系サークル

への助成金として4,106千円を、新入生歓迎会への助成金として207千円を助成している。

全国的な大会で優秀な成績を上げたサークルには、大学から表彰状を授与し、課外活動の一層の活発化を促している。なお、平成23年度は2団体、平成24年度は2団体、平成25年度には5団体に対して表彰を行っている。

学生の意見を直接聴取するために、毎年度1回学生委員会によるサークルリーダーとの意見交換会を開催している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

保健管理センターには、医師（講師）と保健師が勤務し、学生の健康状態をチェックし、健康や心に不安を感じている学生の相談窓口として、助言を与えている。

指導教員制度により各教員は割り当てられた数人～10人の学生から各種の相談を受けている。課外活動サークルの顧問教員も当該サークルの学生の相談窓口の役割を果たしている。また、相談窓口の多様化を図るため、すべての学生を対象に各相談員が学生からの様々な相談に対し、気軽に相談を受け、その人間的な成長の手助け等を図ることを目的として「何でも相談窓口」が設けられている。

ハラスメントに対しては、「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を整備しており、相談員制度と相談箱を設け、相談への対応体制を整えている。

いずれの相談窓口においても守秘義務、相談者のプライバシーの保護を大原則としつつ、極めて重大な問題に対しては、これらの相談窓口と保健管理センター等が連携して対応に当たることになっている。

生活支援等に関する学生のニーズ等のくみ上げは学生委員会と学務課で、外国人留学生に関しては指導教員及び学務課で行っている。国際交流委員会では国際交流の集い、留学生研修旅行等を実施し、多数の教職員が参加し、外国人留学生及びその家族と話し合う機会があり、ニーズを把握している。

外国人留学生に対する生活援助として、国際交流会館を活用している。

障害のある学生等への対応としては、コミュニケーションの方法、授業での対応法等について教務委員会が中心となり授業担当教員へ申し送るなど、就学上の特別な支援をしている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構からの奨学金は、平成25年度に学部学生297人、大学院学生4人、助産学専攻科学生1人が貸与を受けており、貸与希望者ほぼ全員に対して奨学金が貸与されている。奨学金制度については、学内掲示・学務情報システム及び電子メール配信により学生に周知を図っている。大学独自の支援として、看護学科等学生に対する奨学金があり、月額3万円を通算2年を限度として平成25年度には44人に貸与している。静岡県の医師不足解消のため、静岡県医学修学研修資金には52人が貸与を受け、その他の奨学金についても20人が貸与を受けている。

授業料免除に関しては、授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の困窮度の実態に合った入学料及び授業料免除の選考を行っている。授業料免除の選考の際にはすべての申請者と面接を行うこととしており、収入基準等による免除対象外の者を除き、すべての申請者に対して、全額又は半額の免除基準に基

浜松医科大学

づく授業料免除を実施している。

外国人留学生への生活支援については、平成 25 年度の実績では、奨学金を受給した 20 人の外国人留学生のうち 2 人の学生が公的な奨学金を受給し、6 人の学生がロータリー米山奨学金等の月額 10 万円以上の奨学金を受給している。また、国際交流後援会奨学金から追支給を行い、申請者全員に月額 5 万円以上の奨学金等支給を行っている。さらに、私費外国人留学生全員（39 人）を授業料免除にしている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 課外活動について、施設整備、予算措置等の積極的な支援を行い、各種競技会で優秀な成果を上げている。
- 大学独自の経済的援助（奨学金制度）を充実させている。

【更なる向上が期待される点】

- 図書館を中心としたラーニング・コモンズ等自主学習施設が充実しており、24 時間利用可能となっている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

理事（教育・国際交流担当）・副学長を室長とする教育企画室が、教育の活動実態等を継続的に調査し、その結果を検証した後に、改善方策を企画・立案し、そのうち重要なものについては教務委員会で協議し、教授会にて審議した上で、必要な取組を実施する形で、教育の質の改善・向上を図っている。また、大学院課程については、大学院博士課程部会及び大学院修士課程部会により入学者数、履修科目履修状況等の基本的なデータのほか、必要な情報を蓄積している。

例えば、教育企画室では、医学科4年次生の全国共用試験であるC B Tの試験結果の調査・分析、医師、看護師、保健師、助産師国家試験の合格状況等について調査・分析を行っている。さらに、教務委員会等においては、平成27年度改組に向けた助産師教育の大学院化、平成28年度実施に向けた国際認証に対応した医学科の新教育課程移行の検討が行われている。

しかし、授業評価アンケート等の分析が十分に行われているとはいえ、その他のアンケート実施期間が7年ごとのサイクルとなっていることを含めて、一層の見直しが望まれる。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制は、その機能には課題が残るものの、おおむね整備されていると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学部学生からの意見聴取は、各科目の定期試験時に行う授業評価アンケートによって行われ、大学院学生に対しても、大学院博士課程教育・修士課程教育に関する調査等により授業評価を行っており、授業担当教員に集計結果をフィードバックし、各授業担当教員がアンケート結果を基に授業改善した内容を教務委員会で取りまとめ、教授会に報告しているものの、学生に対するフィードバックが行われていない。大学院学生における研究指導に関する意見聴取については、大学院医学系研究科医学専攻では行われていないが、看護学専攻では、授業評価アンケートの「特別研究」の項目で意見聴取を行っている。

また、学生生活と教育全般の要望・意見を聴取する「学生との意見交換会」やP B L—チュートリアル教育における課題及びチューターの評価結果、意見等の聴取を実施しているほか、学生意見箱を設置している。

P B L—チュートリアル教育においては、毎月1回P B Lチュートリアル部門会を開催し、すべての課

題、シナリオ等を検討し、厳選されたシナリオの作成に努めるとともに、シナリオごとに学生の評価を求め、教育の質の向上に取り組んでいる。

大学院医学系研究科医学専攻では、旧専攻時に光先端医学専攻の授業にある基礎的実験手法について指導を希望している病態医学専攻（心臓血管外科領域）の学生や、病態医学専攻の授業にある神経系メカニズムを研究したいと希望している光先端医学専攻の学生の意見及び大学院学生に対するアンケート結果等の解析により、他の専攻との積極的交流や他の専攻の教授による指導を望む声が生じていることが明らかとなったため、それら学生の意見に基づき専攻間の垣根を越えた横断性を重視し、柔軟で機動性の高い教育システムとするため、平成24年度から4専攻を1専攻に再編成している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、学生に対するフィードバックが行われていないことを除いては、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

医学部医学科では、当該大学の関連教育病院である浜松医療センターと関連教育病院運営協議会を毎年度1回開催し、学外臨床実習計画、浜松医療センターにおける臨床実習に関するアンケート、国際基準に対応した認証評価に向けて等、学外の有識者との意見交換を行っている。また、経営協議会の外部委員からの意見により、「哲学」の授業を新たに医学概論に組み入れ開講している。

卒業生、修了生の就職先における上司によるアンケートを実施した結果では、高く評価されている。

卒業生に対するアンケート結果を基に改善を行った事例として、①留学に対する補助として、6年次生の海外臨床実習に対して8万円の支給を行うこととし、協定校以外の海外臨床実習も教務委員会が承認すれば単位を認めることとしたこと、②医学科教養科目の選択必修を16単位から14単位に縮小したこと、③医療・経済に関する講義の希望に対し、「保健医療の経済社会学」を開講したこと、④図書館の看護学関係図書を3年計画で585冊受け入れ、充実させたこと、⑤コアとなる内科、外科の臨床実習の期間を見直し、内科、外科の臨床実習をそれぞれ6週から9週、4週から6週に増加したことが挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動は、毎年度、FD部門会で企画・立案し実施している。外部講師及び学生の授業評価が高かった学内講師による研修会、医学部FD、大学院FDを実施している。看護学科では、外部講師を招いてのFD研修会を行っており、これらのアンケート結果を取りまとめ、教育の質の向上に役立っている。しかし、大学全体のFDの中でシラバスの作成方法、試験問題（MCQ（多肢選択テスト））の作成、成績評価に関する指導が定期的に行われていないため、今後、FDの内容の更なる検討が望まれる。

また、日本医学教育学会主催の「医学教育者のためのワークショップ」に教員を派遣し、当該大学のFD活動に貢献している。

さらに、PBLチュートリアル教育では、チューターの役割が特に重要となり、学生が自らの目標を達成するための良き助言者となるよう、毎年度、新規採用教員を対象に『PBLチュートリアルの手引き』を配布し、PBLチューター研修会を行っている。

これらのことから、FD活動が、おおむね実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援に関係する事務職員、技術職員への研修は、平成 25 年度に学務系職員においては東海・北陸地区学生指導研修会等の学外研修 3 回、学術情報系職員においては東海地区大学図書館協議会図書館職員基礎研修等の学外研修 16 回、技術系職員においては東海・北陸地区国立大学技術職員合同研修等の学外研修 4 回及び学内セミナーや各グループに分かれた技術発表会等の学内研修 4 回を実施している。

学生チューターには、PBL 該当症例の診療科にて実習している学生が参加し、事前に説明会を実施している。学生チューターへの説明会は、平成 24 年度は 9 回、平成 25 年度は 11 回行っている。

チューター業務に当たる大学院学生の TA に対しては、教員の FD 研修会への参加を促している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 授業評価アンケートについて、学生に対するフィードバックが行われていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 35,430,592 千円、流動資産 10,782,449 千円であり、資産合計 46,213,042 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 23,273,166 千円、流動負債 8,652,708 千円であり、負債合計 31,925,875 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 2,623,304 千円及び長期借入金 17,603,642 千円の用途は外来棟改修等の附属病院設備整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 1,794,135 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用25,274,012千円、経常収益25,468,483千円、経常利益194,471千円、当期総利益は186,095千円であり、貸借対照表における利益剰余金4,366,708千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、教育研究活動に係る予算については、教育企画室及び研究推進企画室等が事業を計画し、学長ヒアリングを行い、経営企画室が予算案を作成し、経営協議会及び役員会の議を経て予算配分を行っている。

また、年度途中において、予算執行計画に対する執行状況を調査した上で、補正予算案を作成し、経営協議会及び役員会の承認を得て予算配分を行っている。

さらに、施設・設備に関する予算配分については、「設備整備に関するマスタープラン」「設備整備年度計画表」及び「施設整備需要の把握・年次計画」を策定し、計画的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表、事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営協議会及び役員会の審議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に対する会計監査については、監事監査、内部監査及び会計監査人の監査を行っている。

監事監査は、監事監査規則に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し、学長及び財務担当理事に説明の上、監査を実施している。

内部監査は、内部監査規程に基づき監査基本計画を策定し、監査を実施している。

会計監査人の監査は、文部科学大臣から選任された会計監査人により実施している。

また、年間数回程度、監事、会計監査人、監査室及び会計事務担当者による意見交換会を開催するとともに、学長、財務担当理事等を含めた内部監査報告会を実施し、問題点・改善策等を共有している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長の下に7つの企画室（教育、情報・広報、総務、研究推進、経営、病院運営、調査・労務）を設置

している。理事又は副学長が室長として、大学運営に係る重要なテーマを企画・立案して、予算執行の権限を行使している。学長、各企画室長及び監事等が出席する総合企画会議を毎月開催し、活動状況と企画・立案状況等を把握し、また、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会で、大学運営に関する重要事項の審議を行っている。

事務組織は、事務局長の下に3人の次長、10課1室（総務課、研究協力課、人事課、会計課、施設課、医事課、病院経営支援課、学務課、入試課、学術情報課、情報企画室）の合計135人で構成され、それぞれ事務分掌が定められている。

危機管理等の対応は、危機を未然に防止し、迅速かつ的確に対処するため、規程及び委員会等で管理体制や必要な事項を定めている。特に東海地震等大規模災害については、別にマニュアルを整備している。

科学研究費補助金等の不正使用防止への取組として、厳正かつ適正な使用及び管理等が図れるよう事務処理手続きに関するルールを取りまとめたマニュアルを作成し、学内ウェブサイトに掲載している。科学研究費助成事業の公募等に関する学内説明会、研究担当者・事務担当者との委託研究費等に係る事務打合せにおいて、不正使用の防止及び適正な執行管理を指導している。また、医学の研究及び臨床応用の実施に当たり、倫理的配慮を図るため、倫理委員会を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員については、学内の各委員会や教授会等での議論を通して、意見の集約を図り、意見を大学運営に反映させている。学生については、アンケートにより満足度や要望を調査するとともに、「学生との意見交換会」を年1回実施し、直接意見交換を行える機会を設け、テニスコートの補修や運動施設での夏の暑さ対策として、ミスト設備、扇風機の設置等、意見を反映させている。

学外関係者については、経営協議会の外部委員7人からの意見や助言を得て、大学の管理運営の改善に取り組んでいる。当該大学と密接な関係にある関連教育病院と運営協議会を毎年度1回開催し、意見交換を行い学生の教育に係る管理運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人（常勤、非常勤各1人）は、当該法人の業務及び会計について監査を行うため、監事監査実施計画書を作成し、重点事項について書類審査、ヒアリング等により監査を実施し監査報告書にまとめ、学長にその内容を報告している。業務監査については、法人全般にわたり、健全性の確保と業務効率の向上の視点から、年度ごとに重点実施項目を定めて監査を実施している。会計監査については、事業年度ごとに計算書類及び附属明細書に関する監査を実施している。契約に関する文書のうち、重要なものについては経済性、効率性の視点から監査を実施している。

学長の下に設置した監査室、会計監査人と共に内部監査報告会を開催し、問題点・改善策等を共有するなど、内部統制の充実を図っている。

役員会、教育研究評議会、経営協議会、総合企画会議、教授会等の管理運営に関する重要な会議には常時出席し、直接審議過程を監査するとともに問題点等に対して必要な助言を行い、教授会においては、構

成員に対し科学研究費補助金内部監査の報告をして適正な執行についての協力要請を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員就業規則、職員の研修に関する規程に基づき、職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるための研修を受講し、特に法人化後の大学の業務運営に欠かすことができない企画・立案能力、資質、専門性向上等に重点を置いた研修に参加している。より効果的な研修にするため、年度ごとに検証を行い、平成25年度には階層別研修10件、専門研修37件、テーマ別研修4件を実施している。

管理運営に携わる役員、職員に対しては、様々なマネジメント能力の向上を図るため、大学マネジメントセミナー等に参加するとともに、部課長研修やリーダーシップ養成研修等に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価については、自己評価規則に基づき、調査・労務企画室（理事及び12人の委員で構成）が担当し、実績報告書に基づいて、自己評価の結果を担当理事が取りまとめ、学長に報告している。また、調査・労務企画室において、中期目標を達成するための年度計画に対する取り組み状況の把握、進捗状況のチェックを行っている。前年度評価結果の指摘事項については、各企画室が改善への取組を行っている。

研究活動については、毎年度、研究組織単位の構成員、英文原著論文（IF）、和文原著論文、総説、著書、特許等数、外部資金獲得状況等の研究業績を調査し、研究組織の活動状況について総括的に点検・評価を行っている。この点検・評価結果は、『研究活動一覧』として取りまとめ、研究者へフィードバックしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

各事業年度の業務の実績に対しては毎年度、中期目標・中期計画については6年を1期として国立大学法人評価委員会のヒアリング後、事業年度及び中期目標期間に係る業務実績について評価を受けている。また、7年ごとに大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けている。さらに、平成21～23年度にかけて光量子医学研究センター外部評価をはじめ3件の第三者評価も実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

各種評価結果を分析のうえ役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会等で報告するとともに、ウェブサイトにも掲載している。

各種評価結果の指摘事項については、学長より各企画室長に是正措置を指示することで、改善に結び付けている。

平成 19 年度の大学機関別認証評価で改善を要する点として指摘を受けた事項について、看護学の複数の分野において、教授、准教授が欠員となっていることに対しては、計画的配置を進め、各分野において教授又は准教授を 1 人以上配置している。大学院博士課程の一部の専攻において、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低いことに対しては、入学者の多様化したニーズに応えるため、平成 24 年度から 4 専攻を医学全般を包括する 1 専攻（医学専攻）に改組している。附属図書館において古典的参考書は充実しているが、学生用の新しい参考図書の整備が十分でないことに対しては、計画的な附属図書館及び図書の整備を進め、参考図書の整備を含めた附属図書館の整備が完了している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

「建学の理念」及び「目的及び使命」については、ウェブサイトの「大学紹介」で公表し、それらが記載された大学概要を、各国立大学法人、静岡県、浜松市及び近隣病院等に毎年度送付している。

教職員に対しても、大学概要を毎年度配布し、大学の目的の周知を図っており、特に新任職員に対しては、ガイダンスで時間を設けて説明している。

学部学生及び大学院学生に対しては、「目的」「教育目標」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」等が記載されている教育要項又は大学院要覧を配布して周知に努めている。新入学生ガイダンスの際に、「目的」「教育目標」等についての説明を行っている。

大学紹介のために訪問している静岡県内及び愛知県東部地区の高等学校に大学案内を毎年度持参し、大学の「目的及び使命」等について説明している。医学部及び大学院医学系研究科の「目的」「教育目標」等についてはウェブサイトに掲載し、学外者も閲覧可能となっている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、ウェブサイト、大学案内及び学生募集要項に掲載し、大学志願者、高等学校等関係機関に配布している。また、情報サービス会社と契約し、携帯電話等からも閲覧することができるようにしている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、ウェブサイト、教育要項及び大学院要覧に掲載し、学生をはじめ、広く社会に公開している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等については、ウェブサイト、刊行物及びプレスリリース等により、情報を公表している。

ウェブサイトのトップに「広報・情報公開」のバナーを設け、この中に教育情報の公表の項目すべてをまとめて公表している。国立大学法人法で公表が規定されている「組織、業務、財務、評価、監査及び役員」に関する情報についても、ウェブサイトの「広報・情報公開」に一元化して公表している。

当該大学の研究活動を総括した『研究活動一覧』を毎年度発行し、講座等ごとの研究業績、特許等の出願状況、医学研究費取得状況、学会活動、学術雑誌の編集への貢献、共同研究の実施状況、産学共同研究

浜松医科大学

並びに研究プロジェクト及び研究成果概要をまとめ、ウェブサイトにも公表している。

また、英語版ウェブサイト及び英語版大学概要により、大学の基本的事項及び教育研究活動の一部を英文で掲載している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 浜松医科大学

(2) 所在地 静岡県浜松市

(3) 学部等の構成

学部：医学部

研究科：大学院医学系研究科

専攻科：助産学専攻科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、保健管理センター、メディカルフォトリクス研究センター、動物実験施設、実験実習機器センター、安全衛生管理センター、医療廃棄物処理センター、情報基盤センター、子どものこころの発達研究センター、がん教育研究センター、産学官共同センター、医学教育推進センター、医学部附属病院

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 973人、大学院 188人

専任教員数：213人

助手数：0人

2 特徴

【沿革】

本学は昭和49年に静岡県初の国立医科単科大学として医学部医学科が設置され、続いて昭和52年に附属病院が開院された。その後、昭和55年に大学院博士課程医学専攻、平成7年に看護学科、平成11年に大学院修士課程看護学専攻、平成20年に助産学専攻科が設置された。平成24年度には医学研究分野の横断的な教育・研究を行うため、大学院博士課程医学4専攻を1専攻に再編した。学部は現在、医学科33講座、看護学科3講座、寄附講座7講座の体制になっている。

【理念】

本学は平成26年6月に開学40年を迎えるが、建学の理念は脈々と受け継がれている。「第1に優れた臨床医と独創性に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を實踐して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。」この理念に基づき、国際的な視野を持ち、地域医療に貢献できる（Think globally, Act locally）優秀な医師、看護師、保健師、助産師、そして世界的に活躍できる医学研究者の育成を目指している。

【特徴】

(1) 教育

①医学科と看護学科を擁する単科大学の特徴を生かし、新入生合宿研修、及び医学概論で、医学生と看護学生が共に学び、倫理観とコミュニケーション能力を涵養すると共に、卒後のチーム医療に備えている。②少人数教育により、自学自習の態度と討論による学習法を習得させている。③医学科では、共用試験に合格した学生に「Student Doctor」の称号を付与し、診療参加型臨床実習に自覚を持って臨ませている。④看護学科では、附属病院の医師、看護師による講義を取り入れ、早期より臨床現場の課題を考えさせている。⑤大学院教育では、副指導教員制を徹底させることで、学習と研究の幅と深みを与えている。学位論文のインパクトファクターの推移も良好である。

(2) 研究

①光技術で世界的レベルにあるこの地の特徴を生かして設置された「光量子医学研究センター」とその後設置された「分子イメージング先端研究センター」を平成23年に「メディカルフォトリクス研究センター」として統合し、「光技術による医学研究と人材の養成」を強化した。②子どものこころの発達研究センター：大阪大学、金沢大学との連携融合事業として発足し、その後千葉大学、福井大学が参画した。本学では、主に赤ちゃんの出生前から2歳までの生育環境、身体発達、神経発達を詳細に調査する大規模「出生コホート研究」、自閉症の原因を分子レベルで解明する研究等を行っている。③がん教育研究センター：臓器横断的、職種横断的ながん診療を担う人材養成とがん領域の先端的な研究を推進している。

(1) その他

「産学官共同研究センター」がJSTの拠点事業の施設として設置された。PET-CT、サイクロトロン、MRIを管理し、産学官・医工連携の窓口として、活発に活躍している。

「国際交流」に関しては、15校と交流協定を締結しており、学生や教職員の交流を活発に行っている。

「地域・社会貢献」では、健康に関する公開講座、小中高校生向けの「地域教育に対する活動」、「地域医療や公衆衛生に貢献する社会活動」を支援している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 本学の理念、目的及び使命

建学の理念：第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。

目的及び使命：浜松医科大学は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

2. 【中期目標】

平成22年度から平成27年度まで第二期中期目標において、教育研究等の質の向上に関する目標を次のとおり定めている。

（前文）大学の基本的な目標

建学の理念（上記）を踏まえ、特に以下の事項について重点的に取り組む。

- （1）医学及び看護学の進歩に対応する能動的学習能力、問題探求・問題解決能力、そして、幅広い教養に基づく豊かな人間性と確固たる倫理観、国際性を育み、地域社会に貢献できる医師・看護専門職を養成すると共に世界に発信できる研究者の育成を目指す。
- （2）光医学を中心とした独創的研究と新しい医療技術の開発推進に取り組む。特に、光技術の医学応用（メディカルフォトリクス）と生体内分子の詳細な画像化（分子イメージング）に関する研究を推進し、医学に関する総合的なイメージング研究の世界拠点となることを目指す。
- （3）地域医療の中核病院として高度な医療を提供すると共に、病病・病診連携を促進し、地域社会のニーズと個々の病院機能に応じた医療ネットワークの構築を目指す。また、先駆的な医療を世界に発信するために、臨床教育の充実を図り、研究マインドを有する専門医の育成を推進する。
- （4）先端的・学際的領域の基礎研究・臨床研究において、本学の特色を活かした産学官連携を推進し、研究成果の社会還元を目指す。

（学科・研究科ごとの目標）

【医学科の目的】

医学部医学科は、高度の知識・技術及び豊かな人間性を身につけた臨床医並びに医学研究者を養成し、医学・医療の発展と人類の健康増進並びに福祉に貢献することを目的としています。

【看護学科の目的】

医学部看護学科は、看護の実践・研究・教育分野において国内外で活躍できる人材を育成することにより、看護学の発展と人類の健康増進並びに福祉に貢献することを目的としています。

【大学院医学系研究科博士課程の目的】

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）は、国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医を養成することを目的としています。即ち、光先端医学を中心に幅広い専門分野の授業科目を履修することを基礎に、基礎研究者を目指す学生には高度の専門的知識と技術を身につけ、独創的な先端研究を遂行できる能

力を養成します。また、臨床研究医を目指す学生には、臨床研究を更に推進することができるような研究マインドを持ち、臨床の現場で広く求められる応用力を養成します。

【大学院医学系研究科修士課程の目的】

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）は、これまで修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。

【助産学専攻科の目的】

助産学専攻科は、国際人口開発会議提唱の「生涯にわたる女性の健康と性に関する権利」を基盤とした教育を行います。母子及びその家族や地域の人々に寄り添い、対象のニーズに応え得る高度な診断能力、科学的根拠に基づいた質の高い助産技術と実践能力を身につけることにより、地域の周産期医療の充実、母子保健の発展に貢献できる人材を育成します。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_hamamatsuika_d201503.pdf